

質問回答書

件名：令和7年度横浜市立小学校給食室空調整備アドバイザリー委託

上記の件に関して質問がありましたので、次のとおり回答します。

資料	質問	回答
1 業務説明資料8(4)	「市が貸与する資料」とありますが、業務着手後に下記の資料をご提示いただくことは可能でしょうか。 ・試行実施校の設計図 ・全校の給食室の空調導入対象面積表 ・全校の既設受変電設備の変圧器容量（電灯・動力） ・全校の契約電力	提示可能です。
2 業務説明資料8(6)	著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）について、「発注者及び受注者の共有に帰属する。」など、受発注者間の協議の上で決定することは可能でしょうか。	設計・測量等委託契約約款の通りです。
3 提案書作成要領6(2)キ	「参考見積書（様式任意）」は押印不要と理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
4 提案書作成要領6(2)キ	会社名入りの表紙を見積書につける場合、副本10部については会社名なしの表紙を用意すると理解してよろしいでしょうか。	提案書に記載する参考見積書は正・副本に会社名無しとしてください。
5 提案書作成要領6(2)キ	宛先は提案書表紙（様式3）と同様に、「横浜市契約事務受任者」宛てで作成してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
6 提案書作成要領10(6)ア	提案書を公開される場合、企業ノウハウ漏洩や今後の競争優位性への影響の懸念がございますが、マスキング等により公開範囲を限定させて頂くことは可能ですか。	可能です。
7 提案書表紙（様式3）	押印は不要でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
8 業務実績（様式4-2) 1-1	特別区の評価は、中核市同等と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
9 業務実績（様式4-2) 1-2、1-3	担当者の「同種又は類似業務実績等（過去10年間）」についても代表的なもの3つまでを選定して記述すると理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

10	業務実績(様式 4-2) 1-2、1- 3	統括責任者の経験等は1-2へ記入、そ れ以外の担当者の経験等は1-3へ記入 し、担当者が2人以上いる場合は、1- 3の様式を複数の上、記入してもよろ しいでしょうか。	ご認識の通りです。
11	評価基準 表1、表2	業務実績のうち、「業務担当者」の配点 10点は、1-2へ記載の統括責任者の実 績のみが評価対象と理解してよろしい でしょうか。	ご認識の通りです。
12	評価基準(5)ア	「事業手法検討などのコンサルティン グ業務」について、設計・施工段階に おける発注者に対してのコンサルティ ング業務も該当するものと考えてもよ ろしいでしょうか。	本委託の業務内容には含まれないた め、該当しません。
13	—	本業務の受託者及びその関連企業（会 社法（平成17年法律第86号）第2条 の規定する親会社と子会社の関係にあ る者及び親会社と同じくする子会社同 士にある者、又は一方の会社の役員が 他方の会社役員を兼ねている者）は、 今後、本業務に関連する設計業務の受 託者、建設工事の受注者となることは できないと理解してよろしいですか。	入札参加資格を満たす場合、契約締結 は可能です。